

2026 年 9 月 17 日
本州四国連絡高速道路株式会社

高速道路における不正通行車両に関する取締りの実施について

本州四国連絡高速道路株式会社では、不正通行対策の一環として 2026 年 9 月 14 日に、E28 神戸淡路鳴門自動車道 垂水第二料金所において、不正通行車両に対する取締りを実施しました。

この取締りは、西日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社の共同の取組みとして、3 社合同で監視業務を実施したものです。

有料道路事業は、道路をご利用のすべてのお客様から公平に通行料金をご負担いただくことで成り立っています。不正に通行料金の支払いを免れる行為は、許されるものではありません。

今後も有料道路事業に対するお客様の信頼を損ねることがないように、常習者や悪質者については関係機関とも連携し、『不正通行は許さない』姿勢で撲滅を目指していきます。

高速道路の正しいご利用に、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○活動の様子

